

記載例4 様式第7号 (保護観察所の長の上申の場合)
[有期刑仮釈放事件の復権の例]

調査書	
1 氏名及び年齢 ○ ○ ○ ○	犯時 24年 4月 上申時 29年 2月
2 心身の状況 健康状態は普通。知能は普通域にあると認められる。本件入所時には小心、気弱で先々の事に不安を強めやすかったが、現在では結婚し、一家の中心としての自覚も高まり何事にも積極的に取り組んでおり、また、年齢相応の落ち着きが見られ、堅実な生活をしている。	
3 経歴及び行状 (1) 経歴の概要 昭和〇〇年〇月〇〇市〇〇区において、市職員の父の第2子次男として出生。幼少時から〇〇県〇〇市内で生育。平成〇年3月〇〇県内の高校を卒業し、同年4月〇〇〇〇大学に入学して、同年6月普通自動車運転免許取得。平成〇〇年4月同大学を卒業後、〇〇県にある電気工事会社で配線製造作業員として就労するうち、本件犯行に至った。 (2) 保護観察の実施状況 平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇刑務所を仮釈放を許す旨の決定により釈放され、〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号（父）〇〇〇〇の下に帰住し、当庁の保護観察下に入った。保護観察開始当初から、よく遵守事項を守り、担当保護司との接触も良好で、進んでその指導助言を受け、同年〇月〇〇日健全な生活態度を保持して仮釈放の期間が満了した。 (3) 就業状況 平成〇〇年〇月から人材派遣会社に採用され、そこから派遣社員として〇〇〇〇に従事していた。平成〇〇年1月初め〇〇市内の喫茶店のウェイターに転職し、さらに、同年〇〇月同市内の〇〇事務所に就職し、〇〇〇士の助手として稼働し現在に至っている。〇〇〇士資格取得を目標に意欲的に業務に取り組んでおり、就労面に不安はない。 (4) 平素の行状等 日常生活は極めて堅実で、落ち着いた生活を送っている。仕事から帰宅した後は、妻との団らんと〇〇〇士試験に備えた勉強を中心に過ごしてい	

る。日曜日や休日も妻と買物等で外出する程度で家で過ごすことが多い。

4 家族の状況

妻 ○○ (○○歳) 会社員

と同居しており、家庭は円満である。妻とは本件前から交際していたが、平成○○年○月に結婚し、同時に現住居に転居した。

父○○○○ (○○歳、地方公務員) と母○○○○ (○○歳、無職) は、引き続き○○県○○市内で、兄○○○○ (○○歳、会社員) はその妻と共に○○市内で、それぞれ生活し、本人家族とは頻繁に交流が保たれており、その関係に問題はない。

5 資産及び生計並びに将来の生計方針

収入は、本人の給料月約○○万円と、妻の会社員としての給料月約○○万円の合計約○○万円である。年収として、賞与を含め2人合わせて約○○○万円になる。

預貯金は約○○○万円あるが、それ以外の不動産等の資産はない。妻名義の普通乗用自動車を保有している。負債はない。

夫婦で収入の範囲内で生活しており、本人は、現在の職場で勤務を続けていくつもりであるが、○○○士の資格を目指して勉強中であり、生計方針に問題は認められない。

6 犯時の職業及び生活状況

○○県○○市内の電気工事会社で、配線作業員として働いていた。

7 犯罪の動機、原因及び概要

平成○○年○月○○日、会社の寮において飲酒した後、町中のスーパーに買い物に行くため、本人の普通乗用自動車を運転したが、同日午後○○時○○分頃、同自動車を運転中、運転開始前に飲んだ酒の影響のため、一瞬仮眠状態に陥り、自車を対向車線上に進出させ、被害者運転の普通乗用自動車右前部に自車右前部を衝突させ、被害者に○○○○の傷害を負わせ、同傷害に基づく急性心不全により死亡させた。

8 犯罪に関する参考事項

本件事故によって本人は意識不明となり、警察への通報や被害者の救護は、近くで事件を目撃した人が行った。

9 被害者及び社会の感情

(1) 平成〇〇年〇月に、被害者遺族と事故の物損分の示談が成立し、〇〇万〇、〇〇〇円が自動車保険から支払われた。

平成〇〇年〇月に、被害者遺族と人身分の示談が成立し、〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円が同じく自動車保険から支払われた。

それ以外に、本人と両親から供養料として、合計〇〇〇万円が被害者遺族に支払われている。

本人は、刑務所入所前から月命日には事故現場に花を手向けてきたほか、保護観察開始後は、毎年命日に墓参りに行っており、さらに、遺族からもらった被害者の遺影を自宅の仏壇に奉り、毎日手を合わせて冥福を祈っている。

平成〇〇年〇〇月〇〇日、当庁保護観察官が遺族である父〇〇〇〇に感情等を調査したところ、「本人は両親と共に、〇〇の墓参りを続けており、そのことには感謝しているし、誠意も感じている。しかし、亡くなった〇〇は戻ってこないので、複雑な心境でもある。本人には飲酒運転をせずに、落ち着いた生活を送るよう願っている。本人の将来もあることなので恩赦について特に反対はしないが、積極的に進めてあげようとの気持ちにはなれない。」とその複雑な心境を述べていた。

(2) 本人は、現在、仕事と勉学中心の生活を送っており、日頃の真面目な生活態度から社会に悪感情は認められない。

1.0 その他参考となる事項

(1) 保護観察開始後、平成〇〇年〇月に普通自動車運転免許を再取得したが、自己の車は保有していない。休日でも運転はほとんどしないと述べており、交通違反、事故はない。

(2) 飲酒は、家ではふだん控えるようにしており、外で飲酒するときも、自動車は一切運転せず、タクシーを使うようにしている。

1.1 総合所見

(1) 本件は、飲酒の上漫然と自動車を運転し、その結果、仮眠状態に陥り、自車を対向車線に進出させて被害者運転の対向車両と衝突させ、被害者を死亡させたもので、犯情は悪質で、結果も重大である。

(2) しかしながら、その後は深く反省し、自動車運転免許を再取得した後もほとんど運転することなく、堅実な生活態度を保持し、改しゅんの情が顕著である。

(3) 仮釈放中の保護観察終了後〇年〇月を経過するものであるが、現在では〇〇〇〇事務所の事務員として真面目に働き、将来、〇〇〇士の資格を取得すべく努力しており、また、平素の行状も良好で、今後再び犯罪をする

おそれはないものと認められる。

- (4) ○○○士試験に合格した後に○○○士として登録を受ける上で、本件前科が障害となっており、これを解消する必要があるほか、妻の親族と交流する上で、本件前科が著しく本人の精神的負担になっているので、これを軽減する必要がある。
- (5) 遺族に対する慰謝の措置を了し、また、被害者に対する相応の慰懃の措置に努めており、犯行後〇年〇月を経過した現在、本人の前記情状に照らし、恩赦（復権）により、特に遺族感情及び社会感情を刺激するおそれはない。

以上を総合的に勘案し、本人に対しては恩赦（復権）を行うことが相当と思われる。

上記のとおりである。

平成 年 月 日

上申者 ○○保護観察所長 ○ ○ ○ ○ 印